

平成19年3月23日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣 あて
衆議院議長
参議院議長

磐田市議会議長 馬渕源一

「障害者自立支援法」の改善を求める意見書

平成18年10月から「障害者自立支援法」が全面施行され、障害者の各種サービスの利用に応益負担制度が導入された。

この間、原則1割の応益負担による利用者の負担増、自己負担を減らすために施設からの退所、作業所への通所の断念やホームヘルプサービス利用の手控え等が起きている。また、報酬単価の引き下げや利用実績に基づく報酬の日額払い方式の導入により、特に通所施設の収入が悪化するなど、事業者を取り巻く環境も大変厳しいものとなっている。

このため、制度変更が及ぼす影響を重視した自治体では、独自にサービス利用の軽減策や施設運営費等の支援策を行っているが、本来これらは、国において措置されるべきものである。障害者が安心して、安定した地域生活を送ることを支援するために法制度の改善や見直しが求められている。

よって、国におかれでは、真に障害者が自立と社会参加を求める観点から、下記の事項を早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 利用者の負担増がサービス利用の後退につながることのないよう、原則1割の利用者負担について減免制度の拡充を図ること。
- 2 事業者報酬の単価引き下げや「日額制」への変更等により施設経営への支障が生ずることのないよう、報酬の見直しなど必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。